

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和2年度）

住 所 沖縄県石垣市宇白保1960-104-1
 事業者名 石垣空港ターミナル株式会社
 代表者名 代表取締役社長 黒嶋 克史

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客搭乗橋	<ul style="list-style-type: none"> 国内線は更新時期に段差のない旅客搭乗橋に入れ替える。 国際線は増改築工事に合わせて新たに旅客搭乗橋を設ける。(2021年度完成を目指す) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内線は更新時期に合わせて導入する予定。(2025年度頃を見込む) 国際線は増改築工事に合わせて導入する予定。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
入居する航空会社とテナント業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 行政が実施しているセミナーや作成している広報物等を使用して、高齢者、障害者等の利用する設備・機器等の基本的な知識を共有し、案内を専門とするスタッフのみならず空港全体においても、どのスタッフが対応しても同等のサービス・情報の提供が行えるよう、人的な支援の充実を実現するため協力依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> とりわけ、案内を専門とするスタッフと航空会社スタッフは、随時情報の共有を行っており、空港全体において人的支援の充実を図っている。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ウェブアクセシビリティの改善	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の年齢的・身体的条件や使用するデバイスに関わらず情報を収集できるようウェブサイトを改修し、JIS X 8341-3:2016における適合レベルAA準拠の達成を目指す。(日本語は2019年度、多言語は2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語版のウェブサイトの改修が完了し、2020年5月から公開を開始している。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 全社員に対して、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」に準拠した研修を行う(2019年度～2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託先にiPadを支給し、アプリを使用しての案内など適宜行ってもらっている。
業務委託先と連携	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託先と、現状の課題を共有し、設備・備品の整備等を行い、案内体制の見直しを行う。(2019年度～2020年度) 	

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> 広報用のポスター等は、定期的に更新し一般の方に対し理解・協力をお願いしている。

(3) その他

--

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況（航空旅客ターミナル施設ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
・石垣空港国内線旅客ターミナルビル	沖縄県石垣市	6,769人	○	○	7 (4)	○	○	○
・石垣空港国際線旅客ターミナルビル	沖縄県石垣市	258人	○	○	1 (0)	○	○	○
(合計)ターミナル			2	2	8 (4)	2	2	2

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

（第13号様式）

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。